

は約五六%となつております。

法務省といたしましては、引き続き、登記所備付け地図の整備を着実に推進してまいりたいと考えております。

○福岡省麿君 今、五六%という数字言つていた
だきました。各省、大分予算等も充実させながら
御努力はいただいているというふうに承知はして
おりますが、まだまだこの進捗率、十分であると
は言えないというふうに思います。是非スピード
アップをしていただき、特に今、いろいろ相続等
も含めて権利関係どんどん複雑になつていきます
から、そういう意味ではスピードアップをして

やつていただきたいというふうに思います。
それに絡みまして、登記所備付けの地図の整備
を進めるためこよ、登記所備付地図を作成する

ため行われる地籍調査、これを「層進めていく」とが必要ではないかと、うふうに思います。地籍調査は国土調査法に基づいて主に地方自治体が実施するものでありまして、現在、第六次国調査

事業十箇年計画、これは平成二十二年から平成三十一年度までの期間中であるというふうに承知していますが、地籍調査の進捗状況についても各地でかなりの差があるというふうに承知しています。

手元に、地籍調査の実施状況ということで全国圖をお配りをさせていただいています。私の出身の佐賀県とかはかなり進んでいる方ですが、全国的に見るとまだまだ、一桁台のところとかもございまして、そういう意味でいうとかなり地域によって差があるというのはこれで御覧いただけます。

地籍調査の推進は、国交省も、防災であつたり、また東日本大震災のときの災害復旧とか復興、こういつたときにも、その筆界がきちんと確定しているということがすごく大きな役に立つたといふうに承つております。そういう部分でいふと、今日は資料二で、今後地震が起こる可能性ということで示された図をお示しをしていま

何が言いたいかというと、地震の確率が高いとされているようなどころほどこの資料一で見る地籍調査が進んでいないというようなことが実態として言えるのじゃないかというふうに思います。特に、この地籍調査の実施状況とかでいいますと、関東・中部・又は近畿地方がとりわけ遅れているというふうに見て取れますし、進歩に差が生じている要因を伺いますとともに、災害時の有用性も踏まえつつ、今後どのように地籍調査進めいかれるおつもりなのか、お聞きします。

上げましたけれども、地籍調査をやっているところはその成果を活用することができたということです、特に原形復旧とかインフラを復旧するとか、そういうときに点がきつちりしているとその辺が早かつたということで、用地取得等も円滑に進みまして復旧復興事業が迅速に実施されたということです、この地籍調査というものの災害への備えとしての重要性ということが改めて認識されたところでござります。

りたいということで、引き続き、法務省さん始めとする関係省庁、それから地方自治体等と連携してまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(鳩山正仁君) 地籍調査について御質問いただきまして、ありがとうございます。

地籍調査は、まず、國土調査法に基づきまして市町村等が調査を実施します。その成果の写しを登記所に送付し、それに沿つて登記簿の記載内容が改められますとともに、地籍図が不動産登記法第十四条第一項地図として登記所に備え付けられるという関係になります。

先生が今お配りいただいた資料、改めて比べさ

実施状況ということで、上方にも書いてござい

ますが、関東、中部、近畿などの地域で遅れないと。先生御地元の九州とか、それからさらに東北とかでは比較的進んでいるということがござる。

ます。二枚目の方の、地震の、強い揺れに見舞われる可能性の方を見ますと、主として太平洋岸の南海トラフ等を中心とした影響を受ける地域が、

真つ赤などころがありまして、確かに非常に関係があるなどいうふうなことが見て取れます。ただ、一枚目の方を見ますと、ちょっと戻つていたぐと、地籍調査の方だと、日本海側ですと

石川県とか福井県とか、一部中部地方の方でも、そちらの方も遅れているところがあるので、必ずしもぴたつと一致するわけではないですが、おむね合っているなどいうふうに思います。その上で、この地籍調査につきましては、先般の東日本大震災の被災地の復興復旧に当たりまして、この地籍調査をやっていたところが、たまたままさつき東北がやや進んでいるというふうに申し

上げましたけれども、地籍調査をやっているところはその成果を活用することができたということなどで、特に原形復旧とかインフラを復旧するとか、そういうときに点がきつちりしているとその辺が早かったということで、用地取得等も円滑に進みまして復旧復興事業が迅速に実施されたということとで、この地籍調査というものの災害への備えとしての重要性ということが改めて認識されたところでございます。

先生御指摘ありましたように、確かに地籍調査というものが、やや進度の点がございまして、現在は平成二十二年に閣議決定されました第六次の十か年計画というものに基づいて進めておりますが、平成二十九年三月末時点、約一年前でございますけれども、全国の面積ベースでの進捗率は五二%ということをございまして、その中を見ますと、特に先ほどの一枚目の資料にも関係するんですが、都市部のやはり進捗率が二四%、それから山村部、森林を中心とした山村部の進捗率が約四五%というふうに低くなっています。

この要因でござりますけれども、都市部におきましては、やっぱり土地が細分化されていることと、対象筆数が多いこと、それから権利関係がふくそうしておつて境界確認に時間を要することが等等が挙げられます。他方、山村部におきましては、やはり過疎化等の進展によりまして現地での筆界確認も困難な地域が増加していることに加えまして、これ地形的な問題にもなるんですが、やはり急峻な地形や生い茂る木々などによりまして現地での立会いや測量作業が非常に困難であること等が挙げられるところでございます。

今後でござりますけれども、国土交通省といったましては、南海トラフ等の大規模な災害が想定される地域や、あるいは都市部等の権利関係が複雑な地域など、地籍調査を実施すべき地域というものをどういう順番でやっていくのかという優先順位をよく考えるということとともに、新しい技術、やはり今、A-IとかICTとかいろいろ出てきておりますので、そうしたものを見込んでしまして

できるだけ効率的な調査ということに努めてまいりたいということで、引き続き、法務省さん始めとする関係省庁、それから地方自治体等と連携してまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○福岡省磨君 今いろいろおっしゃっていましたが、取組進めていくためにはあらゆる力絆動員していくといふことが必要であろうという観点から、国土調査法の第十九条第五項によりますと、土地に関する様々な測量調査の成果について、その精度、正確さが国土調査と同等以上の場合に当該成果を国土交通大臣等が指定することによって地籍調査と同等に取り扱うことが可能とされておりまして、効率的な地籍整備の推進を図るため、民間事業者等による宅地開発事業や地方自治体による区画整理事業等の測量成果をこれに活用することができるよう仕組みになつております。

このため、地方自治体や民間事業者等が積極的に本制度による大臣の指定を申請でありますように、申請に必要な測量調査成果の作成に係る経費に對して補助する制度といたしまして、地籍整備推進調査補助金が平成二十二年から設けられていると仰ふるに承つております。

しかしながら、これ、測量の経費を国が補助するということですが、民間開発事業等での申請というものが極めて低調だといふに承つておりますとして、この指定制度の活用状況及び推進方策等について伺いたいと思います。

○政府参考人(鳩山正仁君) 十九条五項の指定制度につきまして御質問をいただきました。

これ、市町村が行う地籍調査以外の測量調査成果もできるだけ活用したいということで、土地境界の測量等が一定の水準を有する場合に、これを地籍調査と同等のものとして国土交通大臣が指定をします、こういう制度でござります。これがまた法務局の方に送られるということでございますけれども、この制度をやはり最大限活用して地籍整備を推進していくことは非常に重要であるといふふうに認識してございます。

現在の状況でございますけれども、二十九年度までの累計面積は約一万一千四百平方キロということでございまして、このうちいわゆる土地改良事業、圃場整備を中心とした土地改良事業や区画整理事業が約九割を占めます。そのほかに、民間のこの測量成果を何とか活用したいと、度から補助制度も導入しましてこの促進を図つてしております。

極的に活用していくなど、いふこと、また、都市部等については、今さつき大くくりな官民のところの境をまずは確定していくというようなお話をありました。あわせて、プラットフォーム、オーブンデータサイト、いろいろな民間の情報を集めようなど取組もされているというふうに承っています。

しかしながら、先ほども言いましたように、
今、補助を出している部分でもなかなか民間の申
請進まない中で、本当にインセンティブがないと
ころで、民間の方々がいろいろ情報をしていった
だきながら情報が集まるのかどうかといったところ
についてはいろいろな課題があるつかというふ
うに思います。しかしそこは進めていただきま
すことをお願いをさせていただいて、質問を終
わらせていただきます。

○真山勇一君 民進党・新緑風会、真山勇一で
す。

今日は、実は、先日時間切れでお尋ねできなかつた件について引き続き今日伺わせていただきたいと思います。

大相撲の件なんですねけれども、女人禁制ということがこのところちょっと話が出てきて、新聞あ
るいはテレビで取り上げられ、賛否両論が起きた
問題なんですけれども、まず、お配りしている新
聞のコピーを見ていただきたいんですが、こうい
うことだったわけですね。今月の四日に京都舞鶴
市で行われた大相撲春巡業、土俵の上で挨拶をし
ていた舞鶴市長が突然倒れました。何人かの女性
が駆け上がって、大勢の観客が見守る中で救命措
置をしていったところ、女性の方は土俵から降りて
くださいといふ場内アナウンスが繰り返されまし

倒れた市長さん、くも膜下出血だったそうです。けれども、この素早い心臓マッサージのおかげで一命を取り留めました。こういうことで、機転の利いた対応、処置に各方面から称賛の声が上がりました。

その一方で、人命に関わるその状況の中で土俵から降りてといった言葉は不適切という批判も起きました。相撲協会の八角理事長は謝罪をしたんですが、その謝罪の中で、行司が動転して呼びかけたと理由を述べているんですね。これ、行司のせいにしているようで、これもまた不適切な印象を受けるという声も出てきております。この土俵の女人禁制については、伝統だからということであり、引き続き続けるというふうなことをおっしゃつていたということなんですね。

としたら、国民の間で議論をしてほしいというふうに言つております。

私は、つまり、差別があつていいのだろうかということに対して、民間団体ということで理由を挙げておりますね。民間団体だつたらこういう差別は許容をしてもいいというふうにお考えのこれは答弁を受け止めよろしいんですか。

○国務大臣(上川陽子君) 四月十日のやり取りにつきまして、ただいま真山委員からその要約といふことで御指摘をいたしました。

ういう差別があつちやいけないという話をしたときに大臣は、これもちょっと拾い読みますけれども、全ての国民は、その社会的関係において、政治的、経済的又は社会的関係などに、あるいは性別とか人種によつて差別されないというふうに、いかなる場におきましても不当な差別は許されるものではないというふうに答弁されているんですね。この考え方には変わりはないということをよろしいですか。

○国務大臣(上川陽子君) 先ほども答弁したとお

先回の答弁におきまして、御指摘の緊急な救命救急措置ということでおござります。これに対しましての一連の日本相撲協会の対応につきまして、そのことに関して私自身意見を述べるということについては差し控えさせていただきたいというふうことでございますが、救命救急に関わることでござりますので、その意味で、女生の看護師の方々が

りでございまして、一般的に申し上げるわけでございますが、不当な差別的取扱いにつきましては、いかなる者に対しましてもあつてはならないというふうに考えております。

○真山勇一君 とにかく法務省、これから後の委員の方の質問でも出ると思うんですけど、法務省の方のトーハペーパーを見てしまふと、ソラノウヰー

適切な判断をされて、そしてとつさの行動として行つただうに思つております。そして、それにつきまして、最終的には謝罪という形で協会の方から正式に表明しただいじます。この点につきましての取組につきましては、今後、日本相撲協会で自主的に判断されるというふうに今も思つてゐるところでございます。一般論といふことで再度申し上げさせていただきますが、不当な差別的取扱いにつきましては、

のボーマンハーシを見れば、ロジックハーシで人格の話出てるわけですよね。女性の人権を守ろうとか子供の人権を守ろう、偏見、差別をなくそうという。やはりこの問題と無縁ではないというふうに私思つてはいるんですね。

それから、あとは人権教育、人権に対する取組という、これも法務省から出されている文書だとと思うんですが、これにもやっぱり人権課題に対する取組ということで、一番最初にやっぱり女性というのを出しているんですね。今やはり女性の問題

いかなる者に対しましてもあつてはならないといふうふうに考えております。また、古くからの伝統やしきたりに基づきます男女の取扱いの違いといふことについても、時代の変化に伴いまして様々な意見があるということではあります、そうしたことにも配慮しながら、国民の間で広く御議論をいただきべきものとふうふうに考えていくところです。

題というのは、それだけ世の中が大きく変わつてきているので注目されている問題だというふうに思つんですね。

一般的に言えどは、条件ですけれども、今、大臣のお考へ伺つて、全て、いかなる場においても不当な差別は許されないと云ふことは確認させていただきました。

○真山勇一君 先日のこの答弁を伺つて、あれつ、上川大臣、少し後退ちやつたのがなとうふうに私感じたんですよ。実は、それは去年の十二月七日のときに、髪染めの問題のときに、憲法十四条、全ての国民は法の下に平等である、そ

としきこととて、めいぢ。ごと御質問させていただきたいのは、内閣府の方に質問させていただきたいと思うんですね。

実は、やっぱりこの女性差別が問題じゃないかという世論が起きている中に一つ指摘があります。これ長坂政務官にお伺いしたいんですけど

ども、その前に、ごめんなさい、一つ、この問題について長坂政務官御自身はどういうふうに感じられているのか、まずその御意見を伺いたいと思います。この大相撲の、相撲協会における女性差別について。

○大臣政務官(長坂康正君) 恐れ入ります。お答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、民間の団体であります公益財団法人相撲協会において自主的に判断されるものと考えております。

いざれにいたしましても、いかなる状況でも人命は最優先され得るべきたまと考えておりま

す。

○真山勇一君 人命の問題は、これはもう言わずもがなだと思うんですが。今、政務官おつしやつた、やはり民間団体と今おつしやいましたけど。

そこで、お配りした二枚目の資料を見ていただきたくんですが、これ、日本相撲協会の定款ですね、定款。見ていただければお分かりのように、一番上に公益財団法人、公益法人なんですよね。

私は、公益法人というのとは単なる民間団体と同じなのかなという、そういう疑問を持つていてるんですけども、公益法人という以上は、その公益の目的のために設立した財團であるし、非常に厳密ないろんな審査もありますし、その一方で税制の優遇を受けていますね。それからあとは、例えば助成金も受けているというような、そういう特典もあるわけですね。だから、純粹な民間団体と言えるのかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○大臣政務官(長坂康正君) 平成三十年三月三十一日現在におきまして、内閣府が認定いたしております公益財団法人は一千六百六十二法人でござります。

公益法人の認定取消しについては公益認定法第二十九条に定められておりまして、公益法人から取消しの申請があったときや、公益認定法に掲げられる認定の基準に適合しなくなつたと認められる場合には認定取消しとなります。

これまで内閣府が認定した公益財団法人において認定が取り消された事例は二件ございます。

○真山勇一君 公益財団法人はそういうことなん

でしようけれども、例えば、その認定取り消され

たということが話にも今出ましたが、今は認定さ

れていますが、この女人禁制というか、差別とも思われるようなことをやつていることがこうやつてあるということで、認定取消しの対象にはなりません。

○大臣政務官(長坂康正君) 公益法人は、学術、技術、慈善等の公益目的事業を的確に実施するこ

とができるものとして認定された民間の法人でござります。

公益法人がどのように事業活動を実施するかに

ついては、基本的には法人自治の問題がございまして、本件についても法人において自主的に判断

されるべきものと考えております。

○真山勇一君 公益の目的で先ほど申し上げたよ

うにいろいろな特典が与えられている。というこ

とは、やっぱり全ての国民に対して平等でなけれ

ばいけないのでないかと思うんですが、そうい

うこととはやっぱりないんでしょうかね。

男女差別をそのまま継続している団体を公益法

人というふうに認定することに、改めて伺います

が、問題ないという考え方ですね。

○政府参考人(相馬清貴君) お答え申し上げま

す。

先生から今、大相撲に対してもいろんな支援の話がちょっとと言及がございました。

現在、国から公益財団法人日本相撲協会に対し

て助成金は支払われておりません。

その他の支援内容といたしましては、協会が主催する相撲の大会において優勝した力士には天皇

賜杯が、スポーツの振興に極めて顕著な功績又は

功労があつたと認められる者については内閣総理

大臣杯がそれぞれ授与されていると聞いておりま

HKが行う中継についてはNHKの判断により決められているものであると承知しています。

○真山勇一君 今おつしやつてた中に、NHKの放送権というのがありますね。もうNHKが独占していますね。放送権料というのが支払われていますね。あの放送権料というのは莫大な金額ですね。多分これは、私はテレビで働いていたんで分かりますけれども、契約の問題があるから、彼らとお聞きしても多分答えは出でこないんじゃないかというふうに思っていますが、莫大な金額だ

といふうに聞いています。

○真山勇一君 今おつしやつてた中に、NHKの放送権というのがありますね。もうNHKが独占していますね。放送権料というのが支払われていますね。あの放送権料というの

は莫大な金額ですね。多分これは、私はテレビで働いていたんで

分かりますけれども、契約の問題があるから、彼らとお聞きしても多分答えは出でこないんじゃないか

といふうに思っていますが、莫大な金額だ

し、それから法務省なんかはまさにそれが今のテーマになつてているのを、それは相撲協会が決めることだというふうに突き放すのも私はちょっと違和感を感じる。

それと、違和感を感じるということといえば、やつぱりこの定款、ちょっと公益法人相撲協会の定款の三条つ見てください。線を引いてありますけれども、この法人は、太古より五穀豊穣を祈り執り行われた神事、祭事を起源とし、我が國固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持、継承

发展させるため、ここには我が固有の国技であると言いつつも、これ、国技といふのはどこで誰がどういうふうに決めたんでしょう

か。これが、ちょっとと公益法人相撲協会の定款の三條つ見てください。線を引いてあります。

○政府参考人(相馬清貴君) お答え申し上げます。

我が国におきまして相撲が国技と称されていることは承知しておりますが、国技の認定の基準、考え方等を政府として定めたものではないと承知しております。相撲につきましては、我が国において歴史が長く、広く一般的に親しまれていること等もあり、国技と称されているのではないかと考えておるところです。

なお、公益財団法人日本相撲協会がその定款において今御指摘のような記述であることは承知しておりますけれども、そのような、今申し上げたと等もあり、国技と称されているのではないかと考えておるところです。

なお、公益財団法人日本相撲協会がその定款において今御指摘のような記述であることは承知しておりますけれども、そのような、今申し上げたと等もあり、国技と称されているのではないかと考えておるところです。

○政府参考人(相馬清貴君) 先ほども法務大臣それから政務官の方から御答弁がございましたけれども、公益法人がどのように事業活動を実施するかについては基本的には法人自治の問題でございまして、本件についても、国民各層の意見の動向も踏まえつつ、法人において自主的に判断すべきものであると考えております。

○真山勇一君 まああくまでも自主的判断だといふように、私にはちょっと突き放して感じるんですけども、やっぱり、差別をなくそうとか国民の権利をきちっと守るうういうことを、例えば、これ、この三条を認めているということになります

し、それから法務省なんかはまさにそれが今のテーマになつてているのを、それは相撲協会が決めることだというふうに突き放すのも私はちょっと違和感を感じる。

それと、違和感を感じるということといえば、やつぱりこの定款、ちょっと公益法人相撲協会の定款の三條つ見てください。線を引いてあります。

○真山勇一君 定款、でも、この定款、当然、公益法人として認定するときに定款も出してくださ

いと多分内閣府はおつしやるんでしょうね。でも、その定款も見て、見てるんですけども、もしかすると、どこかの予算委員会の答弁にあつたみたい

に何も見ないので判斷を押しているのかもしれませんけど、そんなことあつちやいけませんよね、やっぱりちゃんと見てますよ。そうすると、

これ、この三条を認めているということになります

せんか。

○政府参考人(相馬清貴君) 法人の定款は、公益

認定の審査に当たり、審査基準に適合しているか否かについて必要な範囲で参照し、確認しているものでございます。定款そのものについて国が認めたということではございません。

○真山第一君 それから、先ほどの事務局長のお話でありましたけれども、太古よりつて、昔のこと

を私がわざわざ申し上げることもなく御存じだと思うんですが、日本書紀に出てくるお相撲という言葉では、采女ですよね。女性がやっているんですね。江戸時代は女相撲もありましたよね。だから、女性を排除するというのはとても、私も理解ちよつとできないし、理解できない方も多いんじゃないかと思つんですね。

それで、女人禁制にしたということを、ここで歴史の勉強するわけじゃないですけれども、明治になつて女人禁制にしているわけですね、それ

で伝統とかそういう言葉でやる。それから、国技も、ただそう称しているという今おつしやつたですね。だから、ちょっととその辺、どうしても納得できません。これはどうしてもちよつと納得できなことがあります。

それからもう一つ、この定款見ると、神事と書いてあるんですね。神事ということは宗教活動

といふに見られないかな。そうすると、宗教活動、公益法人と宗教活動といふのはどういうふうになるのか、その辺はどうお考えですか。

○政府参考人(相馬清貴君) 公益法人制度の趣旨

に鑑みますと、公益法人がどのように事業活動を

展開するかにつきましては、基本的に法人自治の問題でございます。本件についても法人において自主的に判断されるべきだというが私どもの考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、国民各層の意見の動向も踏まえつつ適切に判断されるべきものだというふうに考えております。

○真山第一君 時間が過ぎておりますのでこれで終わり

たいと思うんですが、法務大臣にもお願ひしたい

し内閣府にもお願ひしたいんですけど、この

こと

でしようかということだと思うんですよ。

だから、やはり私は、歴史も振り返つたり、そ

れから現在の状況を見ると、だつて、大相撲だつて、世界相撲競技大会というのがあるんですよ、世界

し無理があるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、この辺り、やはり定款をもう一回これ見直していただき、もしこういうことがあるんならやはり再考していただかなくてはいけない。

つまり、日本相撲協会の方が申請していくのは自由だけど、やはりその認可、認定をするときは、もう少しこういう辺りというのは、ただ判こを押すんじゃなくてやっぱり見ていただく方がいいと思うんですけれども、こういう定款でもやっぱり今の答弁でお変わりないということをもう一回確認したいんですけど。

○委員長(石川博豊君) 時間が過ぎておりますので、簡潔に願います。

○政府参考人(相馬清貴君) 公益法人制度の趣旨に鑑みますと、公益法人がどのように事業活動を

展開するかにつきましては、基本的に法人自治の問題でございます。本件についても法人において自主的に判断されるべきだというが私どもの考え方でございますが、先ほども申し上げましたよ

うに、国民各層の意見の動向も踏まえつつ適切に

判断されるべきものだというふうに考えておりま

す。昨年十一月に、最高裁が強制わいせつ罪の成

立に当たりまして半世紀ぶりに判例を変更していま

るということで、運用面が変わつてしまいま

す。さきの、昨年七月ですね、刑法改正法がされ

て、その附則九条に、施行後三年を目途として、

実態に即した見直しをすることを要請しております。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

前回も質問させていただきましたが、いわゆ

る、何と、うんですかね、強制わいせつ罪、

ちよつとそういう関係で質問させていただきます

が、さきの、昨年七月ですね、刑法改正法がされ

て、その附則九条に、施行後三年を目途として、

実態に即した見直しをすることを要請してお

ります。昨年十一月に、最高裁が強制わいせつ罪の成

立に当たりまして半世紀ぶりに判例を変更していま

るということで、運用面が変わつてしまいま

す。さきの、昨年七月ですね、刑法改正法がされ

て、その附則九条に、施行後三年を目途として、

実態に即した見直しをすることを要請してお

ります。昨年十一月に、最高裁が強制わいせつ罪の成

立に当たりまして半世紀ぶりに判例を変更していま

るということで、運用面が変わつてしまいま

す。さきの、昨年七月ですね、刑法改正法がされ

て、その附則九条に、施行後三年を目途として、

実態に即した見直しをすることを要請してお

ります。昨年十一月に、最高裁が強制わいせつ罪の成

立に当たりまして半世紀ぶりに判例を変更していま

るということで、運用面が変わつてしまいま

す。さきの改正内容につきましては、時代や社会の変化、実態などに即応した見直しを行つていく必要がありますと考へているわけであります。その際重要となりますのが被害者の考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、国民各層の意見の動向も踏まえつつ適切に考へてございますが、先ほども申し上げましたように、被害者の意に寄り添うといふことではないでしょうか。

三年後の見直しまでに、被害者の声を聞くことも含め、被害者側の要望や司法の動きも踏まえた上でしつかりと検討を行い、法改正も含めて必要な措置を講じなければならぬと考えております。そこで質問ですけれども、附帯決議におきましては、性犯罪に対する調査を実施し、性犯罪等の被害の実態を把握するため、捜査機関に届けていたいと思います。次に、潜伏化しやすいといふこととしております。次に、公判における活用をテーマとして調査研究を行ふこととしております。公判における活用をテーマとして調査研究を行うこととしております。次に、被害者の心理をより一層適切に踏まえた事実認定がなされるべきとの御指摘を踏まえ、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査、護者わいせつ罪及び監護者性交等の罪の適用状況等を調査しておりますほか、裁判例についての調査検討、性犯罪の罰則に関する外国法制調査などを引き続き実施することいたしております。

そのほかにも、以下申し上げるような調査等を実施することとしておりまして、その一つは、被害者の心理等をより一層適切に踏まえた事実認定がなされるべきとの御指摘を踏まえ、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査、護者わいせつ罪及び監護者性交等の罪の適用状況等を調査しておりますほか、裁判例についての調査検討、性犯罪の罰則に関する外国法制調査などを引き続き実施することいたしております。

具体的に申し上げますと、改正後の規定の施行についてお求めをいたしております。また、附帯決議におきましては、性犯罪に関する各種調査研究が求められているところでございます。これらにつきましては、関係府省連携して対応していきたいと考えております。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

前回も質問させていただきましたが、いわゆる、何と、うんですかね、強制わいせつ罪、ちよつとそういう関係で質問させていただきます。

具體的に申し上げますと、改正後の規定の施行状況等を把握するため、新たに設けられました監護者わいせつ罪及び監護者性交等の罪の適用状況等を調査しておりますほか、裁判例についての調査検討、性犯罪の罰則に関する外国法制調査などを引き続き実施することいたしております。

そのほかにも、以下申し上げるような調査等を実施することとしておりまして、その一つは、被害者の心理等をより一層適切に踏まえた事実認定がなされるべきとの御指摘を踏まえ、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査、護者わいせつ罪及び監護者性交等の罪の適用状況等を調査しておりますほか、裁判例についての調査検討、性犯罪の罰則に関する外国法制調査などを引き続き実施することいたしております。

その上で、検討の方でございますけれども、現時点で、どのような手順でどのような場を設けて検討することについて確たることを申し上げることができますけれども、今申しあげたような様々な調査等の結果を活用して適切に検討を行つてしまいりたいと存じております。

○若松謙維君 今の調査、かつそれも特性を踏まえて、かつ再発防止と、こういう何か議論してい

施設外のこの刑務作業の意義ですけれども、具体系的にどんな作業が行われているのか、ちょっとと端的に御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(富山聰君) お答えいたします。

その前に、一言だけおわびの言葉を申し上げたいと思います。

本年四月八日午後七時頃に松山刑務所大井造船作業場で受刑者の所在不明が認知されまして、直ちに一一〇番通報をいたしましたが、いまだに身柄が発見されないという状況が続いております。多大な御迷惑をお掛けしていまることを誠に申し訳なく思っております。

その上でお答えいたします。
刑事施設の外で行う作業につきましては、大きく分けまして、外埠外作業、外部通勤作業、泊まり込み作業というものがございます。外埠外作業とは、施設の外にある農場、作業場あるいは地域社会への奉仕作業みたいなことを刑務官が受刑者を連行して行わせるというものです。外部通勤作業につきましては、職員が同行せず外部の事業所で作業させること。泊まり込み作業につきましては、外部の作業場に宿泊設備を設けまして、そこで、例えばウイークデー・寝泊まりをさせ、あるいは施設によつては土日も含めて寝泊まりをさせて作業をさせると、そういうものでございます。
○若松謙維君 もう時間ですからやめますけど、私も実は松山刑務所の件取り上げたかつたんですけど、いざれにしても、この刑事施設外、これも非常に大事ですので、もう感情的にそれは駄目だというふうにならないで冷静に私は対処しなければいけない、そう思つております。これ引き続
き取り上げてまいりますが、是非、取りあえず犯人逮捕、これ全力挙げてください。よろしくお願
い申し上げまして、終わります。

○仁比聰平君　日本共産党的仁比聰平でいいま
す。
私も性刑法の三年後見直しについてお尋ねした
いと思います。

性犯罪に関わる刑法が昨年の通常国会で抜本改正されました。これは欧米諸国から見れば二十年、三十年遅れであつて、先ほども御指摘のありました法案修正で盛り込まれた三年後の見直し附則、そして参議院の九項目の附帯決議は持ち越した重要課題のリストだと、昨年十二月五日のこの委員会の質疑でも大臣に強く求めてきたところなわけですが、そこで私は、七月の十三日に改正刑法が施行されましたから、その前後で事件の認知や検挙の状況をつかむ必要があると法務省刑事局に繰り返し資料の提出を求めてきたわけですが、皆さんにお配りしている三枚目、これ、法務省で速報というふうに呼ばれている表なんですが、罪名こそ御覧のとおり、粹で囲んであります。罪名こそ改正刑法に合わせて強制性交等罪などと変わっていますが、七月十三日の後がどんな状況かというのではこれでは全く分からんんですね。改正前の強姦罪と改正法施行後の強制性交等罪などが分類されていないで一緒にまとまっている、これはおかしいじゃないかと。

そこで、まず警察庁に聞きますが、警察庁に同じ問い合わせをして提出をいただいている資料、数字がもう一枚前にあると思います。これ、警察庁、新しい罪ができたわけですね、構成要件が変わったど、だからこういうつかみ方をしている、そういうことですね。

○政府参考人(大賀眞一君) 警察におきましては、改正刑法により強制性交等罪が新設されたということを踏まえまして、従来の強姦罪とは別に強制性交等罪の統計を取ることとしたものでございます。

○仁比聰平君 この数字そのものも、認知件数で強制性交等罪が七月十三日以降適用された件数が、適用されたといいますか、認知件数ですから、それとして認知した件数が四百三十九件、検挙件数が二百六十九件と。これ本身も議論したいところですけれども、今日はそこはちょっと外しまして。

も、何しろおとといの夜までこの速報しかございません」と言い続けてきたわけですから。これ、大臣、新しい構成要件ができたら、これ速やかにその運用について聞かいたら答えると、これ国会議員から聞かれて当然だと思いますけれども、これ国民の皆さんあるいは研究者の皆さんから聞かれても、法務省刑事局としてつかんでいるのはこうでござりますと答えるのが私当たり前だと思いですが、いかがですか。

○國務大臣(上川陽子君)　まず、しつかりとしたデータを把握をし、そしてそれを公表していくことについては大変重要なことだというふうに思つております。

法務省におきまして、毎年八月をめどに、前年一年間に全国の検察庁で取り扱われました刑事事件に関する統計報告、これを集計、整理して収録いたしました検察統計年報、これを公表しているところでございます。

お尋ねの強姦罪と強制性交等罪につきましては、平成二十九年七月の改正刑法の施行を受けまして、現在それぞれの罪につきましてその起訴人員数や不起訴人員数等の数値を集積しているところでございます。今後、平成三十年八月をめどに公表する予定でございますが、その中では、委嘱御指摘をいたしました強姦罪と強制性交等罪等を区別をして、そして起訴人員数や不起訴人員数等を

を公表する」としてこのふたつのどちらかのま
す。

○仁比聰平君 いや、今の大臣の答弁、当たり前のことなんですねけれども、その答弁にたどり着く前に相当な議論を刑事局の現場の方々としなきやいけなかつた、あるいは司法法制部の方にも御苦労いただくことになつたんですね。これ、極めて閉鎖的と言わざるを得ない。

刑法の見直しは、これは国民の課題ですから、この法務省刑事局の議論のスタンスといいますか、議論の仕方ですね、先ほど検討会議の御提案が公明党、若松先生からございました。これ、私も被害者当事者が参画した検討の場をつくるべき

だと求めでまいりまして、今日答弁求めませんけれども、大臣、先ほど関係府省と協議をしたいと、いう御答弁だつたわけですが、この問題も含めて、刑法の三年後見直しは国民的課題であり、被害者当事者にとつての極めて重要な課題なんですよ。この対応に当たつて、極めて閉鎖的な態度は改める必要があると厳しく申し上げておきたいと思います。

そうした議論の中で、配付資料の四枚目以降にお配りをしていましたが、昨日ようやく明らかになりました、法務省刑事局が全国の地検、地方検察庁に対して、表題を読みます、「強制性交等罪、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪」を適用した事件に関する資料の送付について（依頼）という文書を発しておられるということが明らかになりました、一部墨塗りですけれども、昨日提供いただきましたので委員会にもお配りしたわけですね。

これ、昨年の六月二十六日に発せられているわけですが、初めて、少なくとも私は、初めて明らかになりました。そもそも、この改正刑法案の一年以上前の審議のときからずっと求めていた議論なんですね、これ。それがようやく昨日になつて墨塗りとはいえ出でくると。やっぱりこれは一体どういうことなのかということはありますが、まづ刑事局長にお尋ねします。この依頼の趣旨、これははどういうことですか。

○政府参考人（辻裕教君）　ただいま御指摘いただきました文書で資料の送付を求めております内容でございますけれども、昨年改正いたしました刑法の性犯罪に関する規定の適用状況を把握するため、新たに設けられました類型について、趣旨としてはその適用状況を把握しようというものでございまして、具体的に申し上げますと、肛門性交や口腔性交のみに係る強制性交等の事案、それから、新設されました監護者わいせつ及び監護者性交等の適用状況を調査するというものの、さらには、強制性交等、準強制性交等を適用した事件の中では被害者が男性にある事件もその対象と新

たになりましたので、その事件についての調査をしようというものですござります。

○仁比聰平君 この三年後の見直しに当たって、とりわけ、まだ改正刑法後も残っている暴行・脅迫事件が、実際の刑事手続上、命懸けで抵抗しないければ同意したことになるかのように扱われて、それが被害者を苦しめる源となつてきています。

その関係で私が注目したのは、最後に御説明のあつた、この依頼文書でいえば2の(2)、監護者性交等罪などに関する依頼なんですが、これは起訴された事件の判決などだけではなく、不起訴事件についてもその報告を求めているわけです。

これ、つまり、警察から検察に送検された事案の処理に当たつての、検察がどんな点を考察しているのか、補充捜査だとか、あるいは警察が抱いた嫌疑、これが認定できるか否か、あるいは起訴したら裁判の上でどんな攻撃、防衛が行われて裁判所が判決をしたかとか、家庭裁判所の審判ではどうかとか。あるいは、不起訴になる中では、嫌疑はあるけれども起訴猶予にするという場合があるわけですが、その事情というのはどういうものかなどがここに含まれるんだろうと思うんですね。墨塗りになつてている部分は、そうしたことに関わる証拠資料とか、あるいは裁判所の判断などについての記載があるのでないかなと私は思うんですが、それを今日聞く時間はありませんから。

つまり、検察の中では全件決裁文書が蓄積されている。なぜ嫌疑不十分と判断したか、なぜ起訴猶予としたか。不起訴事例を分析することで性暴力の実態を把握し、刑法や刑事手続の在り方を見直すことは重要な材料になると、私はドイツの例などを示して大臣にお尋ねしてきましたが、大臣、こうやって刑事局が取り組んでおられるわけですから、だから、三年後の見直しに向けてのことは重要な材料になる、そういうふうにしていくということでおろしいですね。

○国務大臣(上川陽子君) こうした一連の調査、

また被害を受けた方からの生の声を聞き、そして

三年後の見直しに向けてしっかりと対応していくく、附帯決議に指示していただきましたことにつきましてはしっかりと対応してまいりたいというふうに思つております。

○仁比聰平君 ありがとうございます。

これまで、この検察の起訴、不起訴の判断、特に潜伏化しやすい性暴力、性犯罪に当たつてどうしてこういう事態になつてているのか、暴行・脅迫事件が源になつてているではないか、この指摘に対して、国会での議論でもきちんとお答えがな

いままここまで来ているというのが私は現実だと思つてます。

上川大臣の下で、そして政府全体としてこの性暴力の根絶のために大きな取組が前に進んでいく中で、この不起訴事件、不起訴事案、これの分析をしっかりと行つうということを強く求めておきたいと思つてます。

といいますのは、それは欧米諸国の経験であつて、学ぶべきとても重要な教訓だからなんですね。ドイツで百七件のそうした事例の報告書が刑

法改正の大きなインパクトになつたということを指摘もさせていただきたいました。私、この百七件の事例の報告書を私としても政府に提供しますので御一緒に研究していきたいと、これも御提案だけ差し上げておきたいと思うんですけれども。

そこで、配付資料の一枚目に、国連女性差別撤

価値があるだらう」と。どういう世界の動向か。

これ冒頭の部分で、「今日、女性が平等に社会に参画していくにあつて、「女性に対する暴力」が大きな障害となつていることは、世界共通の認識となつてゐる」と。

これ、上川大臣を始め政府が今取り組んでいるテーマそのものを林さんはおつしやつてあるんだと思うんです。そのためにイスタンブル条約を批准する価値があるだらうと言つておられるわけ

で、この指摘は極めて重いと思うんですね。

これ、大臣、お一人の政治家として、この林さんの意見、指摘に対して、どんな御感想でしょ

う。

○國務大臣(上川陽子君) 私も、林陽子さんが国連の女性差別撤廃委員会の委員長、またその後、様々な活動をしていらっしゃるところについては、いろいろ御意見も直接承つてあるところでございます。

日本も今、女性の活躍推進ということにつきましては、政府一体となつて取り組んでいるところでございます。そして、女性に対する暴力の撲滅といふことにつきましても、男女共同参画社会の形成のために大きな克服すべき重要な課題であるといふふうに認識をしているところでござります。

今委員御指摘でございますが、様々な視点から、こうした状況につきましても、外国の状況も調べてしっかりと対応をしていくべく、必要な協力を各省庁ともしながら取り組んでまいりたいと

いうふうに思つております。

○仁比聰平君 ありがとうございました。

時間が参りましたので、外務省にはおいでいただいていましたけれども、批准の取組についておられます。別の論者は、女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止及びこれとの闘いに関する条約という訳もありますが、これについて、一番最後の結論の部分で、「北京会議から二十年あまり、世界地図の中でのジェンダー平等政策の無風地帯になつてしまつた日本。日本

の会の石井苗子です。

冒頭、私、先ほど若松議員からの検討会の御提案、大賛成でござります。この法務委員会の、党から委員になつてくれと言われたときに、「ミリも変わらないからつまらないよと言われたんでもう鉄のカーテンが引かれていて、すごい頭のいい人たちがいるので何も変わらないからならないよと言われたんでも、大変面白いと思っております。国民の声を吸い上げて、その

悲痛な声を制度や法律に変えなければ何も変わらないんですよ。それを寄り添うという言葉で表現しなきやならないし、検討会で議論をしなければならない、それが国會議員の役目だと思っております。

例えば、憲法で、日本国憲法十四条の一項で女性の人権というものは書かれておりまして、全ての国民というところで男女が入つてゐるわけです。人種、信条、性別、社会的身分、政治的、経済的人間関係など、社会的関係ということで、伝統や文明、文化まで入れるかどうかは明記されておりません。先ほどのお相撲の件でござりますけれども、私は、協会の条例を、緊急事態の場合はこれを例外とす

るというふうに書かなければ、何か事件が起きたときに、あのときは人命救助でしたけれども、ほかの事件が起きたときに女性の警察官は降りてくださいと言わられて、何か人命に事が起きたらどうするんだろうかと、これは救助の場合だけではない、人命救助だけではないと思われたんですが、ここで一つ質問させていただきます。

確かに、憲法を変えない限り、伝統的なもの、例えばお相撲ですね、こういったものは法務委員会から何か示唆するということはできないというものが最終のお答えでしようか。お願いいたします。

○委員長(石川博崇君) どなたにお尋ねですか。

○石井苗子君 じゃ、大臣にお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 立法院であるこの法務委員会の中で、ただいま真山委員からも様々な御指摘もございましたし、また石井委員からも御指

摘がございました。不当な差別的取扱いにつきましては、いかなる者に対しましてもあつてはならないということございます。

先ほども申し上げたとおりであります。古くからの伝統、そしてまたしきたりに基づく男女の取扱いの違い、こういったものもございます。これは時代の変化に応じて様々な意見もございます。そうしたものに謙虚に耳を傾けながら、国民の間で広く御議論をいたく必要があるとうふうに思つております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

時代が変わればもしかしたら法律も変わるかもしれない」と期待を申し上げます。

女性の婚姻年齢が引き上げられた経緯について参考人の方にお聞きいたします。

成人年齢を二十歳から十八歳とするため、民法改正案の審議が迫つてまいりました。民法七百三十一條、男子十八歳、女子十六歳で婚姻できる。

法改正となれば、明治以来続く大人と子供の境界線が二〇一二年四月一日に引き下げられることになるんですけれども、二十歳から十八歳。直近で、二〇一六年に十六歳と十七歳で婚姻した女性一千百八十一人、二〇一五年は一千三百五十七人。なぜ、女性の婚姻ができる年齢が十六歳から十八歳に引き上げられたか、お答えをいただきま

す。

○政府参考人(小野瀬厚君) お答えいたします。婚姻開始年齢が法律で定められております趣旨でございますけれども、身体的、社会的又は経済的に未熟な段階で婚姻することは、早期の婚姻破綻につながりやすいなどその者の福祉に反するおそれがあることから、未成熟若年者の保護という観点でその婚姻を禁ずるものであるといふように一般的に理解されております。

また、現行法では、婚姻開始年齢を男性は十八歳、女性は十六歳と定めておりますけれども、このように女性の方が早く婚姻することができることがありますのは、一般に女性の方が身体的な発達が早いこと等を考慮したものであるとい

うように言われております。

もつとも、社会経済の高度化、複雑化が進展いたしました今日では、若年者が婚姻し夫婦として共同生活を営むに当たりまして必要とされます社会的、経済的な成熟度はますます高度化しております。婚姻開始年齢の在り方に関しても、このように社会的、経済的な成熟度をより重視すべき状況になつてゐるものと考えられます。そして、社会的、経済的な成熟度といった観点からは男女間に特段の違ひはないと考えられますことから、婚姻開始年齢における男女の取扱いの差異を維持することはもはや相当ではないものと考えられます。

その上で、高校の進学率が約九九%であるといつたような現状で鑑みますと、婚姻をするには少なくとも十八歳程度の社会・経済的な成熟を要する、要求することが適当であるものと考えられます。

また、今回の成年年齢の引下げとの関係でござりますが、民法の成年年齢を十八歳に引き下げることとしつつ、女性の婚姻開始年齢を現行法のままた、今回成年年齢を十六歳とした場合には、女性のみ成年年齢と婚姻開始年齢が一致しないこととなりまして、男女の取扱いの差異がより際立つこととなるものでございます。

こういったことを考慮いたしまして、民法の成年年齢を十八歳に引き下げるごとに伴つて、女性の婚姻開始年齢につきましては十八歳に引き上げることとしているものでございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。私が

伺つていることはちょっと違つております。五年間で、十六歳で結婚した場合、離婚率が六〇%、十七歳で結婚した場合、離婚率が五六%といふことになつておりますが、私は、この計算と、先ほど十六歳で女性は現行のとおりでいいんではないかという検討もなされたとおっしゃつておりました。民法改正によつて、女性が十六歳と十七歳で結婚できる、婚姻できる権利が奪われてしまつたという考え方もあります。なぜ男の人を

十六歳に下げなかつたでしようか。

これは、離婚とか離婚率とか経済性とかといふのは確かにそうです。進学率もそうでしょう。しかし、それが十八歳、今度は二十歳、今度は二十三歳というように権利が奪われていくわけです。そんな高い年齢にならなければ結婚できないといふことになるわけです。結婚するしないはその人の自由ですが、権利は十六歳であるのだといつて、先に結婚をして、社会に出てるまでに出産をし、そして大学に戻りということだつてチャンスはあつたと私は思つております。

経済性の離婚だけでは、年齢を引き上げれば離婚が増えないという考え方には、どんどん経済性と

いう意味で年齢が上がつていつてしまうのではないかと思つております。経済性の不安だつたら、結婚だけはしておいて、そして後に離婚があつてもよいという考え方もあるたと思うんですね。

十六歳で結婚できる女性の既得権というものはそのままにしておくことができなかつたのかどう

か、これ法改正がこれからあるかどうか分かりませんけれども、意見申し上げておきます。

次に、大臣の所信表明の六ページにございましました犯罪被害者等基本法の理念といふところでございますが、被害者の権利とそれから利益保護を図るために、各種の制度、適切に運用し、きめ細かな対応に努めると書いてあります。きめ細かな対

応、ほかのことをいろいろやつてあるやつてあるとおっしゃつてますが、寄り添うという言葉もたくさん使われておりますが、全くきめ細かではありません。

私は、虐待があつたときに、いちはやく、これはとてもいい三柄だつたと思います。一八九です。これは留守番電話でもいいんです、どうもちょっと怪しいんですけども、調べていただけませんかと、いち早く。だつたら、今、今、強制わいせつをされたら一八四でしょ、癒やしだつたり、いち早しだつたり。一八四、いち早く、一

八四、いち早く、癒やし、いち早くしといふふうに、電話を掛けたらまず医療機関が出てきて、そこから警察ならいいんですが、迎えに来る車もパトカーよりは救急車、救急車が忙しかつたら病院の車でいいではないですか。

ここに見てください。どこがきめ細かなんですか。このダイヤルに番号行きますと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪相談所につながります、土日祝日はお休み、勤務時間外は当直や音

声案内で対応しております。

強制わいせつが昼間行われるということはまずありませんし、大体明るいところで行われるといふこともまずないわけです。非常に女性は立場が悪いところで、すぐ電話をして、まづどういう体

つまり、犯罪に関しましても、見ますと、傾向を、放火が今一千九十九件ある中、強姦や強制わいせつを合わせますと、これ九千八十二件という、一万件に近くなつてきてるんです。こういつたことにきめ細かな対応というのは何があるんだろうかと思つておりますが、これをちょっと皆様に御提示したいと思います。(資料提示)

これは、強制わいせつがあつたときに、すぐに電話をしなさいという性犯罪被害者相談電話といふことです。これが八一〇三と書いてハートさんと、これは強制わいせつをされたときに女性が、そういうハートさんつて思い出すだろうかと。私は、ある警察に行きましたら、これは、はいおつさんつて覚えるんだとわいせつを受けた。あるいは、はいお産と覚えるんだと、もしかしたら妊娠しているかもしれない。そういうような、あなたの中に寄り添つてでは全くない、きめ細かであります。

私は、虐待があつたときに、いちはやく、これ

になってしまったのか、望まない妊娠は避けることができるとかということを先に女性のためにやるのがきめ細かいサービスだと思います。

次に、女性の人権ホットライン、配偶者やパートナーからの暴力、職場におけるセクシーシュアルハラスメント、ストーカー行為、こういった問題の相談の受付でございますけれども、こちらも四桁ではございませんで、非常に長い番号が入つております。○五七〇一〇七〇一八一〇と、やっぱりハートさんなんですけれども、これは、何か覚え方としては女をパートにというふうに覚えているらしいんですね。そういう何かちょっと、いち早く、いち早くとか、こういうストーカーというようなことに関してもやはり時間外は応答しませんということで、かなり警察が対応しているということなんです。

電話受付は平日午前八時三十分から午後五時十五分までですという役所中心の時間帯で、電話相談は十分に機能していないと思うんですが、現状を、適切に機能しているかどうか、御参考の方、お答えください。

○政府参考人(名執雅子君) この女性の人権ホットラインは、平成十一年六月に施行されました男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえまして、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するために導入されたものでございます。

今御指摘のナンバーにつきましては、平成十八年度から電話番号をナビダイヤル化を行いました、私どもは、ゼロナナゼロのハートラインに電話すると最寄りの法務局につながる現行の仕組みとしております。

委員御指摘のとおり、通常は平日の午前八時三十分から午後五時十五分までの間相談を受け付けておりまして、平成二十九年におけるこの利用件数は、全国合計で一万九千六百五十六件でございました。相談の内容は、暴行・虐待、強制・強要、セクハラ、ストーカー等がありますが、ここに寄せられました相談を端緒として救済を講じられた措置はたくさんございまして、法務局の援助

により市の紹介する民間のシェルターに保護されるような事例もございます。一定の成果を上げるかと思います。

また、平日の時間帯だけでは、なかなか通年で行なことは難しいんですけども、平成十八年以来、毎年一回ですが、全国の法務局で一斉に内閣府が主唱する女性の暴力をなくす運動の期間の二週間に合わせて、強化週間として、平日の相談時間を八時半から七時までに延長し、土日も午前十時から午後五時まで相談を受け付けているところです。

○石井苗子君 時間がなくなってしまいますが、この犯罪被害者基本法などを検討会で細かくはどういう方向でどのように変えていけばいいのかというのを議論して、大臣、女性の人権の向上についての法改正も含めてやつていいこうといふ御決意があるかどうか、最後にお聞かせください。

○委員長(石川博嘉君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) はい。

女性の人権につきましては、法務省の中でも強調事項の大変大きな要素としてこの間取り組んでいたところでございます。様々な性犯罪、性暴力、様々な今課題、緊急の課題もござりますので、そうした生の声、しっかりと聞き、傾けながら、今ある制度を更にどのようにして深掘りができるのかということも併せて検討してまいりたいというふうに思つております。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。今、日本の政治の中森友問題、加計問題、そして日報問題など、安倍政権に対する強い抗議の声が全国で吹き荒れていますけれども、私は、先週の五日のこの委員会で、そういう安倍政権に対する抗議をする市民の皆さんとの集会などに対し、警察の過剰警備があるということを指摘させて

いただきました。五日の委員会でその問題を取り上げたところ、その日に、やはり弁護団、見回り警視庁に申入れをして、過剰警備、ちょっと改善しなきゃいけないんではないかということを話し合われました。その結果、六日に官邸前で行われた抗議行動に対してかなりの改善が行われたという事実をやはりまず確認しておきたいというふうに思います。

警備体制について、現場の指揮官である麹町署の警備課長と現場の抗議の主催者あるいは弁護団との話合いが緊急時にはなされるようになります。あるいは、これまで、集会に参加する人たちは対して、警察官が一般の方とどうような表現で、抗議集会に出る人があたかも一般人ではないのかというのを議論して、大臣、女性の人権の改善をされて、抗議に参加されない方という言い方をされるようになりました。あるいは、前回指摘をさせていただきましたけれども、丸ノ内線の国会議事堂駅、その出口の完全封鎖はなくなりました。そのように改善がなされているということはとても前進だというふうに思います。

警察官たちが誤解をされないような警備の仕方、それは非常に大事なことだと思いますが、同時に、まだ改善されていないことがありますのは、車道と歩道の間にロープで連結固定されているパイプの柵がずっとあるのですから、もし仮に歩道内が飽和状態になったとき、その集会の参加者たちが車道に緊急避難できるような、将棋倒しにならないような体制というものはまだできていませんよ。あるいは、歩道の上にカラーコーンがずっと置かれていて、その横に垂直に警察官たちがいるものですから、通行する場合になかなか移動しにくいという問題もあります。

そういうふうに見えてしまってますよね。カウンターと言われるハイツスピーチに反対する人たちとの間でトラブルがないように警備をしているところではありますけれども、一見してこれはデモ隊を守っているというふうにしか見えない。

写真を見ていただきましたら分かるよう、そういうふうに見えてしまってますよね。カウンターと言われるハイツスピーチに反対する人たちとの間でトラブルがないように警備をしているところではありますけれども、一見してこれはデモ隊を守っているというふうにしか見えない。

実は、二〇一四年に、人種差別撤廃委員会、日本審査がジュネーブでありました。私もそのときに、日本におけるハイツスピーチの現状についての映像を委員の方々に見てもらいました。多くの委員の方々が、ハイツスピーチ解消法ができる前ですべて、二〇一四年の段階ですべきだ、どうして警察官たちはハイツスピーチをやつている人たちは一緒にデモをするんでしょうかという、そういう声があつた。だけど、ハイツスピーチ解消法が二〇一六年にきたにもかかわらず、いまだこないう警察の警備が続いている。

実は、この解消法ができる前に、私は岡山県で行われたハイツスピーチのデモの現場に行きました。びっくりしました。解消法がない前にもかかわらず、岡山県警、すばらしかつた。デモがあ

だきたいということをまずお願いをしておきたいというふうに思います。

その上で、そういう改悪も見られる一方で、いわゆる右派系市民グループのデモが、全国各地で今デモを行なっています。皆様方に資料として配付をしておりますのは、今年の三月四日、渋谷で行われたわゆる右派系市民グループによるデモの写真です。見ていただきたら分かりますように、非常に過激な発言をしているデモと一

緒に警察官の皆さんまるでデモ行進をしているように見える。これは、渋谷は外国人の方々今まで多いですから、質問が来るんですね。警察の皆さんはレイシストなんですかというような、そういう声もあつた。どうして警察官がそういうハイツスピーチをやる人たちと一緒にデモ行進をしているんですかと、そういう外国の方々の意見がある。

ういうふうに見えてしまってますよね。カウンターデモを行なっていると、警備をしているところではありますけれども、一見してこれはデモ隊を守っているというふうにしか見えない。

写真を見ていただきましたら分かるよう、そういうふうに見えてしまってますよね。カウンターデモを行なっていると、警備をしているところではありますけれども、一見してこれはデモ隊を守っているというふうにしか見えない。

実は、二〇一四年に、人種差別撤廃委員会、日本審査がジュネーブでありました。私もそのときに、日本におけるハイツスピーチの現状についての映像を委員の方々に見てもらいました。多くの委員の方々が、ハイツスピーチ解消法ができる前ですべて、二〇一四年の段階ですべきだ、どうして警察官たちはハイツスピーチをやつしている人たちは一緒にデモをするんでしょうかという、そういう声があつた。だけど、ハイツスピーチ解消法が二〇一六年にきたにもかかわらず、いまだこないう警察の警備が続いている。

実は、この解消法ができる前に、私は岡山県で行われたハイツスピーチのデモの現場に行きました。びっくりしました。解消法がない前にもかかわらず、岡山県警、すばらしかつた。デモがあ

る、それに抗議する人たちがいる、警察官の方々がいっぱいいるんだけれども、デモをする人たちを見ている、そして、女性の参加者あるいは女性の抗議者たちもいますけれども、そこに注意をしなければいけないときには岡山県警のフォーメーションというのか警備の布陣は、婦人警官が、女性警官が女性に対する注意をするという非常にきめ細かなことが行われていたんです。

ああ、やっぱり警察の皆さんもこういう注意をしてくれば要らぬ誤解を生まないで済むなと思つていただけれども、解消法ができて以降、東京では、このよくなまるでヘイトスピーチをやつてゐる人たちを守るかのよう、一緒にデモをしているかのような現状がある。こういうことを改善していただけないでしようか、警察庁。

○政府参考人(小島裕史君) 警察におきましては、デモの状況や時々の情勢を踏まえまして、現場における混乱、交通の危険の防止等のために必要な警備体制を構築をして、中立性、公平性を念頭に置いて警備活動を実施をしているところでござります。

御指摘の三月四日のデモにつきましては、警備実施におきまして、行進するデモの参加者を規制する部隊とデモに抗議をする方々を規制する部隊というものを並列をして配置をしてございまして、双方に対する警備措置を講じることがございまして、警察が特定のデモ参加者を守つていると、いうことはないものというふうに認識をしております。

○有田芳生君 だけど、そう見えてしまふんですよね。確かに、よく見れば、デモ隊を見ている警察官と対応、カウンター勢力を見てゐる警察官なんだけど、歩いている方向は一緒ですから、例えば岡山県警のような配慮、交互にフォーメーションを取るという、そういうこともできると思うんですね。これは渋谷ですけれども、新宿署の警備なんか物すごく厳しいものがある、誤解を生むような

現実がある。だから、そういうちよつとした工夫、できると思うんですよ。いかがですか、誤解されているんですよ、実際に。

○政府参考人(小島裕史君) 警備のありようといふものにつきましては、様々な地理的な事情ですとかあるいは地方による実情というものがございまして、なかなか一律にするということは困難ではございますけれども、いずれにいたしましても、警察がその特定のデモ隊を守つてると、あるいは誤解を受けるということがないように、今後とも引き続き適切に都道府県警察は指導してまいりたいと考えております。

○有田芳生君 例えは、新宿でヘイトスピーチのデモがあつた場合、それに反対する人たちが抗議の声を上げてお聞きをしましたけれども、ヘイトスピーチ解消法ができた年(十二月)、二〇一六年一二月にヘイトスピーチ解消法参考情報という詳細な文書を作つていただきまして、文科省あるいは警察庁にも伝達をしたという答弁いただきました。

だから、ここでお聞きをしたいのは、人権擁護局長にかつてお聞きをしましたけれども、ヘイトスピーチ解消法ができた年(十二月)、二〇一六年一二月にヘイトスピーチ解消法参考情報という詳

細な文書を作つていただきまして、文科省あるいは警察庁にも伝達をしたという答弁いただきました。

○有田芳生君 ただ、問題は、その法務省が作られたヘイト

スピーチ解消法参考情報を見れば、何がヘイトス

ピーチであるのかという具体的な例示もあるんで

すよね。そのことが現場の警察官に伝達されてい

るんですか、警察庁。そういう教育、なされてい

ないでしよう。

○政府参考人(小島裕史君) 警察厅におきまして

は、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されま

した際、全国の都道府県警察に対しまして、法の

趣旨を踏まえ、警察職員への教育を推進し、不当

な差別言動の解消に向けた取組に寄与するよう指

示をしてござります。これを受けまして、都道府

県警察におきましては、法の趣旨、内容を職員に

周知徹底するということなどの教育が推進をされ

たところでござります。

今御指摘のございました法務省の文書というのにつきましては、自治体職員が用いる参考資料として作成をされたものであるということ、また、希望する自治体に限り提供され、広く一般に公表していないことという法務省において取り扱いを踏まえまして、都道府県警察には配付をしておりませんで、警察庁において執務の参考資料としているということをございます。

○有田芳生君 法務省は、やはりできる限りそ

う重要な資料を、全部公開せよとは言いません

けど、国民に向けてこういうことがヘイトスピ

チで許されないんだというふうなことを周知徹底すべき

だ。また、警察においても、現場の警察官の方々に、やはりこういう問題があるんだといふこ

とを、教育をこれからも強めていただきたいとい

うふうに強くお願ひをしておきます。

さらに、ヘイトスピーチ解消法以降の重要な問題

として具体的に解決しなければいけないのはネット上の人権侵犯事案、これがなかなか解決できな

い難しい課題だというふうに思います。

擁護局長にお聞きをしますけれども、どういう

現状にありますでしょうか。

○政府参考人(名執雅子君) 平成二十九年に新た

に救済手続を開始しましたインターネット上の

権侵害情報に関する事案は、いわゆるヘイトス

ピーチに関するものに限られているわけではござ

いませんが、二千二百十七件でありまして、五年

連続で過去最高を更新するなど、インターネット上の人権侵害事案は増加傾向にあるものと認識し

ております。また、この二十九年に処理を行いま

した人権侵害情報に関する事案のうち、プロバイ

ダー等に要請した件数、これもいわゆるヘイトス

ピーチに關するものに限られるわけではありませんが、これは五百六十八件でござります。

○有田芳生君 その現状、増え続ける人権侵犯犯事

案、これ言葉だけで言うとそれで終わってしまう

んだけれども、ネット上で匿名において抗議、攻

撃をされる、若者たちも含めてですけれども、被

害者というのはもうとつもない精神的打撃を今も受け続けている。だから、削除要請をたつてそれがなくならない。これは新しい時代の課題だというふうに思うんですよね。この委員会でも何度も何度も何度もEUやドライバなどのような取組をやつてあるかといふことをお聞きをしてまいりましたし、指摘もしてまいりました。ドイツ、EUだけではなくて、今度はフランスでもネット上の人種差別を撲滅する対策を、新しい法律を作ろうということで、フランスの首相が率先して、法改正を早急に進める、そして被害者の支援体制を強化して、学校でも反差別教育を充実させる方針というものを持ち立てました。また、警察においても、現場の警察官の方々に、やはりこういう問題があるんだといふことを、教育をこれからも強めていただきたいとうふうに強くお願ひをしておきます。

さらに、ヘイトスピーチ解消法以降の重要な問題として具体的に解決しなければいけないのはネット上の人権侵犯事案、これがなかなか解決できないうふうに難しい課題だというふうに思います。

擁護局長にお聞きをしますけれども、どういう事件件数の増加、ネット上ですけれども、どういう現状にありますでしょうか。

○政府参考人(名執雅子君) 平成二十九年に新たに救済手続を開始しましたインターネット上の権侵害情報に関する事案は、いわゆるヘイトスピーチであるのかという具体的な例示もあるんですね。そのことが現場の警察官に伝達されてるんですか、警察庁。そういう教育、なされていないでしよう。

○政府参考人(小島裕史君) 警察庁におきましては、ヘイトスピーチ解消法参考情報を見れば、何がヘイトスピーチであるのかという具体的な例示もあるんでありますね。そのことが現場の警察官に伝達されてるんですか、警察庁。そういう教育、なされてないでしよう。

○政府参考人(名執雅子君) 始めているんですけれども、なかなか改善されないこの日本において、擁護局長、これからこの課題についてどういった方向で取り組まれようとしているのか、方向性だけでも教えていただければといふふうに思います。

これ、首相がフランスではそういう努力をやり始めているんですけれども、なかなか改善されないこの日本において、擁護局長、これからこの課題についてどういった方向で取り組まれようとしているのか、方向性だけでも教えていただければといふふうに思います。

○政府参考人(名執雅子君) 委員御指摘のEU、ドイツ、またフランスのような海外の取組につきましては、委員の御指摘、また報道等により、必ずしもこの日本においては、なかなか改善されないこの日本において、擁護局長、これからこの課題についてどういった方向で取り組まれようとしているのか、方向性だけでも教えていただければといふふうに思います。

○政府参考人(名執雅子君) 委員御指摘のEU、ドイツ、またフランスのよう海外の取組につきましては、委員の御指摘、また報道等により、必ずしもこの日本においては、なかなか改善されないこの日本において、擁護局長、これからこの課題についてどういった方向で取り組まれようとしているのか、方向性だけでも教えていただければといふふうに思います。

現在のところ、法務省人権擁護機関としましては、特定の被害者に対する人権侵害事案に対し、被害の申告を受けた場合に、この削除を依頼する方法を被害者に助言するほか、人権侵犯事件として行つた調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害に当たると認められるときは、法務局がその情報の削除をプロバイダーに要請するなど適切な対応に努めているところであります。この迅速な被害の救済に引き続き努めてまいりたいと思っております。

また、前にもこれもお答えいたしましたけれども、通信関連業界四団体の代表から成る違法情報等対応連絡会等に対しましても総務省と協力して働きかけを行い、対応していただくなど、これまで

者の双方が共に氏を変えたくないという理由で法律婚をすることを断念をし、事実婚にとどまつている方がいらっしゃるということについて御指摘がございました。重く受け止めているところでございます。

もつとも、氏の問題を含めまして、婚姻制度の在り方につきましては様々な意見があるところでございます。現行の夫婦同氏制度につきましても、委員のような御意見がある一方で、氏は生活共同体である家族の呼称という性質を有するものであり、夫婦や親子の一体感を確保する上で重要な役割を果たしているとして、これを強く支持する意見もあると承知をしているところでございます。

婚姻制度の在り方につきましては、これらの人々の様々な考え方を踏まえまして総合的に検討すべきものであるというふうに考えておるところでございます。

○糸数慶子君 政府は先月二十日、国連女性差別撤廃委員会へのフォローアップ報告を行いましたが、残念ながら、選択的夫婦別姓導入については報告できませんでした。二〇一九年と、私も傍聴いたしましたが、二〇一六年のこの審査で、二度もフォローアップの対象とされながらできなかつたことは、日本政府が国連の審査制度、さらにはフォローアップ制度を形骸化させているということを指摘をいたしまして、次の質問に入ります。

難民認定審査請求制度についてお伺いいたします。

前回の難民認定の質疑において、難民認定審査の適正な評価に関する平成二十八年十一月十六日付けの難民認定審査官事務連絡については難民審査参考員には配付していないと答弁され、私は非配付していただきたいとお願いをいたしましたが、その後、難民審査参考員に配付されましたでしょうか。お伺いいたします。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。

御指摘の難民認定審査官事務連絡は、行政訴訟の結果を踏まえまして、難民認定手続に関わる入国管理局の職員に対して基本的に忠実な審査業務

の遂行を改めて徹底するために発出したものでございますので、難民審査参考員の方への配付は行っておりませんが、御指摘の事務連絡に記載されております前回御指摘のございました名古屋高裁判の判決を含めまして、国側が敗訴したものにつきましては、審理の参考としていたために、

年二回開催しております難民審査参考員協議会におきまして、敗訴事例における難民審査参考員の意見と判決を対比した資料を配付しております。そこで、その内容を説明しておるところです。

○糸数慶子君 難民審査参考員に文書を出されて

いるということでしたが、今後、申立人への配慮がされないということがないようにしっかりと注視をしていきたいと思います。

次に、三月二十一日の本委員会で、二〇一三年から二〇一五年の間に難民不服申立てに対する決

定を行った事案で、難民審査参考員の多数意見

が、理由あり、難民に該当するとした事案は二十九人、うち法務大臣が理由なし、つまり難民に該

当しないと決定した事案は十三人。一方で、難民

審査参考員制度が発足した二〇〇五年五月十六日

から二〇一七年未までに難民不服申立てに対する

決定を行った事案全体でありますと、難民審査参

与員の多数意見は、理由ありが百六人、そのう

ち法務大臣が理由なしと決定したのは十三人で、

一割と答弁されました。

そこで、法務省に伺いますが、十三人のその事案

について在留を許可しなかつた事案があるかどうか

があつた場合それらの国籍はどこか、また十三人

のうち送還された方はいるかどうか、未送還の場

合送還する方針はどうか、さらに再度難民申請を

している方がいらっしゃるかどうかということ

입니다。

○糸数慶子君 数字を聞いて本当に残念でござりますけれども。

今、世界は紛争などで難民が急増しています。

それに対して、日本がやはりこの難民支援に対し

てもっと積極的に取り組むべきだというふうに思

いますけれども、現在の状況を伺いますと、やは

り難民支援に対しては後ろ向きと批判されても仕

方がないような、そういう状況ではないかと思いま

す。引き続き、この問題に関しましては取り上

げてまいりたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思

います。ありがとうございました。

○山口和之君 無所属の山口和之でございます。

私は、長年リハビリテーションの世界で働いて

きた人間です。リハビリテーションには、治療と

する医学的リハビリテーション、社会復帰への社

会的リハビリテーションなど、あらゆる手段を用

いて、目的を全人間的復権というふうにしており

ます。

以前にも触れておりますが、治療的司法につい

てお伺いしたいと思っております。

海外においてはセラピューティック・ジャス

ティス、治療的司法と言われる取組が進められて

おりますが、法務省としてはどのような取組であると認識しているのでしょうか。

○政府参考人(金子修君) お答えいたします。

治療的司法とは、一般的に申し上げますと、刑事司法制度を、犯罪を犯した者に対して刑罰を科すためのプロセスではなく、科学的知識に基づく治療法等を活用して犯罪を犯した者が抱える問題を解決することで再犯を防止し、更生を支援するためのプロセスとして捉える考え方などと言われています。

個別の事案の今後の方針に関するお答えは差し控えさせていただきますが、一般論で申し上げますと、難民不服申立てに理由がない、すなわち難民に該当しないと決定し、在留も許可することとしなかった者につきましては、その方が正規在留中であれば在留期間中の出国を促し、退去強制令書が発付されている方に対する法に基づき速やかな送還に努めるということです。

なお、これら十三名の方のうち、現在難民認定

手続き中の方はいらっしゃいません。

○糸数慶子君 数字を聞いて本当に残念でござりますけれども。

今、世界は紛争などで難民が急増しています。

それに対して、日本がやはりこの難民支援に対し

てもっと積極的に取り組むべきだというふうに思

いますけれども、現在の状況を伺いますと、やは

り難民支援に対しては後ろ向きと批判されても仕

方がないような、そういう状況ではないかと思いま

す。引き続き、この問題に関しましては取り上

げてまいりたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思

います。ありがとうございました。

○山口和之君 無所属の山口和之でございます。

私は、長年リハビリテーションの世界で働いて

きた人間です。リハビリテーションには、治療と

する医学的リハビリテーション、社会復帰への社

会的リハビリテーションなど、あらゆる手段を用

いて、目的を全人間的復権というふうにしており

ます。

以前にも触れておりますが、治療的司法につい

てお伺いしたいと思っております。

海外においてはセラピューティック・ジャス

ティス、治療的司法と言われる取組が進められて

おります。

これらの施策を効果的に実施するため、委員御

指摘がございました治療的司法などにつきまして参考としつつ、再犯防止を推進する上で有効と考えられる施策につきましては、継続して調査研究等をしっかりと実施してまいりたいというふうに考えております。

○山口和之君 依存症は、自分の力ではどうにもならない状態、正しく治療すれば回復することも可能だとされています。依存症で代表的なものはアルコール依存症とかがありますが、薬物依存症、ニコチン依存症、ギャンブル依存症、窃盗症、クレプトマニアですが、それから性嗜好障害、暴力、DVです、ストーカーなどがあります。殺人に至ることも少なくありません。

現在、法務省を始め政府では再犯防止の取組が行われ、それ自体はとても良いことだと思っていきます。しかし、お手元の資料によると、これらの動きは新しい理念や理論に裏付けられた司法制度に支えられているわけではありません。それぞれの分野の関係者が現行制度の中で必要に応じて取り組んでいるのが現状だとも指摘しております。しかし、お手元の資料によると、これらの動きは新しい理念や理論に裏付けられた司法制度に支えられているわけではありません。それぞれの分野の関係者が現行制度の中で必要に応じて取り組んでいるのが現状だとも指摘しております。

刑事司法の究極の目的は、社会から犯罪をなくすことのはずです。そのために何が最も有効であるかを理論的根拠によって決めていく、それが必要であれば現行制度の大幅な変更も考える、あらゆる手段、学際的アプローチとも言えると思いまます。

上川大臣の所信挨拶もありましたが、司法ソーシャルワークとは何でしようか、御説明願います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

法テラスにおいて行つております司法ソーシャルワークの取組でございますが、高齢者、障害者を始め、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で法的援助を求めることができない方々に対し、福祉機関等と連携、協働して積極的に働きかけ、法テラスや福祉

機関等のそれぞれの能力やノウハウを生かしながら、出張法律相談や巡回法律相談を実施するなどして、こうした方々の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組でございます。

○山口和之君 福島第一原発事故から七年経過した現時点においても事故に起因する法的問題はなくなつておらず、引き続き支援が必要だと思っております。先日、震災特例法が成立しましたが、福島県民を中心とした避難者、被災者に対する支援としてどのような取組を行つていただきたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、法テラスにおける司法ソーシャルワークの取組は、主として高齢者、障害者を始めとする自ら法的援助を求めることができぬ方々を対象としており、必ずしも委員御指摘の福島第一原発事故の避難者等の方に対するものではございませんが、他方で、東日本大震災の被災者の方々が抱える複合的な問題の総合的な解決を図ろうとするかを理論的根拠によって決めていく、それが必要です。

次に、司法ソーシャルワークについてお伺いします。

上川大臣の所信挨拶もありましたが、司法ソーシャルワークとは何でしようか、御説明願います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

法テラスにおいて行つております司法ソーシャルワークの取組でございますが、高齢者、障害者を始め、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で法的援助を求めることができない方々に対し、福祉機関等と連携、協働して積極的に働きかけ、法テラスや福祉

機関等のそれぞれの能力やノウハウを生かしながら、出張法律相談や巡回法律相談を実施するなどして、こうした方々の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組でございます。

○山口和之君 福島第一原発事故から七年経過した現時点においても事故に起因する法的問題はなくなつておらず、引き続き支援が必要だと思っております。先日、震災特例法が成立しましたが、福島県民を中心とした避難者、被災者に対する支援としてどのような取組を行つていただきたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたしました。

法ソーシャルワークは、高齢者や障害のある方だけを対象としたものとして捉えるのではなく、福島第一原発事故の避難者、被災者を中心とした様々な方々を対象にした支援として捉えることが重要だと思いますが、上川大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) まず、法テラスにおきましての司法ソーシャルワークにつきましては、福島第一原発事故の避難者等の方に対するものではございませんが、他方で、東日本大震災の被災者の方々が抱える複合的な問題の総合的な解決を図ろうとする、そのための取組でございます。

次に、司法ソーシャルワークについてお伺いします。

上川大臣の所信挨拶もありましたが、司法ソーシャルワークとは何でしようか、御説明願います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

法テラスにおいて行つております司法ソーシャルワークの取組でございますが、高齢者、障害者を始め、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で法的援助を求めることができない方々に対し、福祉機関等と連携、協働して積極的に働きかけ、法テラスや福祉

機関等のそれぞれの能力やノウハウを生かしながら、出張法律相談や巡回法律相談を実施するなどして、こうした方々の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組でございます。

○山口和之君 福島第一原発事故から七年経過した現時点においても事故に起因する法的問題はなくなつておらず、引き続き支援が必要だと思っております。先日、震災特例法が成立しましたが、福島県民を中心とした避難者、被災者に対する支援としてどのような取組を行つていただきたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘のとおり、支援を必要とする方々に対しまして、専門的知識を有する者が相互に連携をして、総合的な問題解決を図る取組でございます。

○山口和之君 福島第一原発事故から七年経過した現時点においても事故に起因する法的問題はなくなつておらず、引き続き支援が必要だと思っております。先日、震災特例法が成立しましたが、福島県民を中心とした避難者、被災者に対する支援としてどのような取組を行つていただきたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) まず、法テラスにおきましては、関連する課題への対応に当たりまして、他省庁あるいは関係機関の専門的意見を必要とする場合におきましては、適切な連携協力を図り、その解決に努めてきたところでございます。また、法務省内におきましても、対応する課題の総合的な解決のために、必要な場合には関係する部署、職員が十分に連携し、オール法務省として対応するよう指示をしてきたところでございます。

他省庁や法務省の部局間で連携をいたしました最近の取組ということであります。例えば無戸籍者問題につきましては、無戸籍者ゼロタスクフォースといたしまして、厚生労働省等の関係省庁、そして法務省内の関連部局、これらの連携に加えまして、各地方におきまして、法務局、法テラス及び弁護士会等によりましての協議会、これを設置して、連携を強化しながら取組を進めていくところでございます。

今後とも、司法ソーシャルワークの手法、取組を参考にしつつ、引き続き、法務省の内外を問わず、関係府省、関係省庁や部局、相互に連携をして、それぞれの知見を結集して一丸となつて国民の皆さんの抱える問題や課題の解決に寄り添つて取り組んでまいりたいということを改めて申し上げたいというふうに思います。

このように、潜在的な問題を抱えながら支援につながつていらっしゃる方々に対する支援として、委員御指摘のとおり、関係機関が連携、協働して総合的な問題解決を図るという司法ソーシャルワークの手法は大変効果的なものであり、このような手法による取組が必要とされるものと考えております。

○山口和之君 ありがとうございます。

司法ソーシャルワークは、法テラスにおいてだけではなくて法務省全体で幅広く推進していくべきだと思います。上川大臣には是非、より積極的な取組をお願いしたいと思いますが、御決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘のとおり、支援を必要とする方々に対しまして、専門的知識を有する者が相互に連携をして、総合的な問題解決を図る取組でございます。

○山口和之君 福島第一原発事故から七年経過した現時点においても事故に起因する法的問題はなくなつておらず、引き続き支援が必要だと思っております。先日、震災特例法が成立しましたが、福島県民を中心とした避難者、被災者に対する支援としてどのような取組を行つていただきたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) まず、法テラスにおきましては、関連する課題への対応に当たりまして、他省庁あるいは関係機関の専門的意見を必要とする場合におきましては、適切な連携協力を図り、その解決に努めてきたところでございます。また、法務省内におきましても、対応する課題の総合的な解決のために、必要な場合には関係する部署、職員が十分に連携し、オール法務省として対応するよう指示をしてきたところでございます。

他省庁や法務省の部局間で連携をいたしました最近の取組ということであります。例えば無戸籍者問題につきましては、無戸籍者ゼロタスクフォースといたしまして、厚生労働省等の関係省庁、そして法務省内の関連部局、これらの連携に加えまして、各地方におきまして、法務局、法テラス及び弁護士会等によりましての協議会、これを設置して、連携を強化しながら取組を進めていくところでございます。

今後とも、司法ソーシャルワークの手法、取組を参考にしつつ、引き続き、法務省の内外を問わず、関係府省、関係省庁や部局、相互に連携をして、それぞれの知見を結集して一丸となつて国民の皆さんの抱える問題や課題の解決に寄り添つて取り組んでまいりたいということを改めて申し上げたいというふうに思います。

当事者が抱える生活上の様々な問題に対する新しい法的支援の在り方として、今後とも司法ソーシャルワークについて注目していきたいと思つております。

○委員長(石川博雲君) 本日の調査はこの程度に以上で質問を終わります。

○委員長(石川博雲君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石川博崇君) 人事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。上川法務大臣。

○國務大臣(上川陽子君) 人事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に關して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めることを主な内容とするものであります。

現在、国際的な人の移動が活発化したことによる家族関係の国際化に伴い、多岐にわたる国際的な家庭に関する事件が生じておりますが、現行の人事訴訟法及び家事事件手続法には、いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかについての明文の規定は存在しません。そこで、その基準を明確にし、当事者の予測可能性及び法的安定性を担保する必要があります。

この法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるものであり、その適正かつ迅速な解決に寄与するものと考えております。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、この法律案は、人事訴訟法の一部を改正して、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めることとしております。

具体的には、人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にある場合や

合等に、日本の裁判所に提起することができるも

のとしております。

身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合に、日本の裁判所に提起することができます。

第二に、この法律案は、家事事件手続法の一部を改正して、養子縁組をするについての許可の審査事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に関する審判事件、家事調停事件等の家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとしております。

第三に、この法律案は、民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、原則として、家の執行裁判所が管轄することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(石川博崇君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、人事訴訟法等の一部を改正する法律案

人事訴訟法等の一部を改正する法律案

(人事訴訟法の一部改正)

第一条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第一款 日本の裁判所の管轄権(第三条の二第一項)

目次中「第一款 管轄(第四条一第八条)」を

第二款 管轄(第四条一第八条) を

第三款

参与員(第九条一第十一條)」を

三條の五) に改める。

」

第一章第二節中第二款を第三款とする。

第六条中「(平成二十三年法律第五十二号)」を削る。

第一款第二節中第一款を第二款とし、同節に第一款として次の一款を加える。

第一款 日本の裁判所の管轄権

(人事に関する訴えの管轄権)

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と害の賠償に関する請求(当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る)とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有する限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権)

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

2 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合には離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二条)第三条の十二各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

(特別の事情による訴えの却下)

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することがで

第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。第百七十六条及び第百七十七条において同じ。又は未成年後見人の選任の審判事件(同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。同表第二号において同じ。)について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。)の住所所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を成年被後見人となるべき者等と有するときは、管轄権を有する。

(夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権)

第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件(同表の三の項の事項についての審判事件については、子の監護に要する費用の分担に関する处分の審判事件に限る。)について、扶養義務者(別表第一の八十四の項の事項についての審判事件にあっては、扶養義務者となるべき者)であつて申立人でないもの又は扶養権利者(子の監護に要する費用の分担に関する处分の審判事件にあっては、子の監護者又は子の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(相続に関する審判事件の管轄権)

第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。)について、相続開始の時における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所が知らない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内に始めるとき、居所がない場合又は居所が知れないとき、

い場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)は、管轄権を有する。

2 相続開始の前に推定相続人の廃除の審判事件(別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)、推定相続人の廃除の審判事件(同表の八十九条第一項及び第二項についての審判事件をいう。以下同じ。)、遺言の確認の審判事件(同表の百八十八条第一項についての審判事件をいう。以下同じ。)、遺言の確認の審判事件(同表において同じ。)、遺言の確認の審判事件(同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九十九条第二項において同じ。)又は遺留分の放棄についての許可の審判事件(同表の百八十九条第一項についての審判事件をいう。第二百六十六条第一項第一号において同じ。)の申立てがあつた場合における前項の規定の適用については、同項中「相続開始の時における被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とす。

件をいう。以下同じ)について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件(別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第一百九十一条第一項において同じ)の申立てをすることができるかについて定めることができる。

5 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の合意について準用する。

(財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権)

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件(別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第五号において同じ)について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

二 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日本の国籍を有するとき。

三 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、夫であつた者及び妻であつた者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

四 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及ぶ裁判をすることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認めら

(家事調停事件の管轄権) れるとき。

第三条の十三 裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

二 相手方の住所(住所がない場合には、居所)が日本国内に知れない場合には、日本国内にあるとき。

三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。

2 民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

3 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)第二条に規定する人事に関する訴え(離婚及び離縁の訴えを除く。)を提起することができる事項についての調停事件については、第一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
(特別の事情による申立ての却下)

第三条の十四 裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所のみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の衝突を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

については、適用しない。

2 新家事事件手続法第三条の十一第四項及び第五項の規定は、この法律の施行前にした特定の裁判所に同条第四項に規定する審判事件の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

3 新家事事件手続法第三条の十三第一項(第三号に係る部分に限る)、第二項及び第三項(同条第一項第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前にした日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

4 新家事事件手続法第七十九条の二の規定は、この法律の施行前に確定した外国裁判所の家事事件における裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む)については、適用しない。

(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、第三条の規定による改正後の民事執行法(次項において「新民事執行法」という)第二十二条(第六号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に係属している外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判断を求める訴えに係る訴訟については、新民事執行法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(船舶油濁損害賠償保障法の一
部改正)

第五条 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第五項」に改め、「第一百八条各号」の下に「(家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第七十九条の二において準用する場合を含む。)」を、「船舶油濁損害賠償保障法」の下に「(昭和五十年法律第九十五号)」を加える。